平成２６年（フ）第５１０１号
東京都練馬区東大泉２丁目１―37―103
破産者　齋藤　千晶
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１４５号
東京都足立区舎人２丁目15―３
破産者　飯島　美紗（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１５５号
東京都荒川区東尾久２丁目29―９―101
破産者　五十嵐幸弘
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１７５号
東京都町田市広袴町669―２―102
破産者　杉浦美佐子
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１７８号
神奈川県横浜市中区本牧町２丁目318―301
破産者　加賀ひろみ
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４１号
さいたま市岩槻区大字釣上新田123番地の８
破産者　有限会社エムアールオートモーティブ
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３４９６号
東京都台東区上野６丁目７番３号　幸正ビル４階
破産者　株式会社ティアラ
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４９７号
福岡県福岡市中央区白金１丁目３－８―905、開始決定時の住所神奈川県川崎市多摩区菅６丁目７―１―603
破産者　上船　辰徳
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５３号
岐阜県瑞浪市上野町２丁目117番地
破産者　株式会社中陶
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第３０号
岐阜県土岐市下石町1583番地の１
破産者　磯村　修治
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第４５号
愛知県蒲郡市神明町６番６号ＣＨ蒲郡神明603号
破産者　株式会社オフィス51
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２９８号
堺市北区長曽根町1950―27、登記簿上の本店堺市北区長曽根町1674番地304号
破産者　株式会社カスケードファーム
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
岡山県美作市湯郷906番地の１
破産者　有限会社湯郷館
1　決定年月日　平成26年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１７４号
東京都狛江市中和泉５丁目15番７号
破産者　甲田　孝彦
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３９号
岐阜県高山市松之木町283番地３
破産者　株式会社美女高原ファーム
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３９３号
岐阜市前一色１丁目３番３号
破産者　合資会社マルス
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２号
京都府南丹市八木町北屋賀国府95番地１
破産者　株式会社大堰建設
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
熊本県人吉市西間下町626番地の２
破産者　株式会社トミタ工業
1　決定年月日　平成26年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

免責許可決定

平成２６年（フ）第１６３号
宮城県大崎市古川飯川字矢根倉29番地３、開始決定時の住所仙台市宮城野区岩切字鴻巣78―５　エバグリーン101号室
破産者　本田幸太郎
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
山形県米沢市舘山１丁目１番３号メゾン一の坂101号室
破産者　鈴木　千絵
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第２６号
山形県米沢市松が岬１丁目５番３号松が岬ハイツ３号室
破産者　斎藤　義一
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第７４号
栃木県那須塩原市埼玉326―８　第２コウセン那須Ｂ棟102号室、住民票上の住所栃木県那須塩原市関谷1510番地
破産者　藤田　房雄
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４５号
栃木県宇都宮市東横田町557番地３、開始決定時の住所栃木県宇都宮市峰町306番地９
破産者　関　　淳一
1　決定年月日　平成26年７月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係